

記入上の注意

『施設型給付費等支給認定申請書 兼 利用申込書』は、次の点に注意し記入のうえ、かすみがうら市子育て支援課（施設を経由して提出する場合は当該施設）に提出してください。

なお、2人以上の児童を同時に申請する場合は、児童1人につき1枚ずつ提出してください。

(表面)

共通事項	『個人番号』（申請児童や保護者、世帯員）について、番号が不明な場合は記入不要です。								
申請児童	『氏名』にふりがなを付し、『性別』はいずれかに○を付けてください。 『障害者手帳等について』は、申請児童にかかわる障害者手帳等（通所受給者証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の有無について、該当するものに○を付けてください。 また、該当する場合は障害者手帳等のコピーを併せて提出してください。								
	『アレルギーや特記事項』は、入所調整を行う際の参考となりますので、アレルギーのほか、持病や気になることなど、必要と思われる情報はもれなく記入してください。								
	『住所』は、かすみがうら市の住所をご記入ください。（転入予定での申込みの場合は、市外の住所は記入せず、「転入予定での申込確認シート」を併せて提出してください。）								
保護者の住所・連絡先	『連絡先』は、どなたの電話番号なのか☑をし、日中連絡の取れる電話番号に○を付けてください。								
利用の希望	いずれか希望する方に☑をしてください。								
保護者の状況	『利用の希望』において「保育所等を希望（2・3号）」に☑をした場合に記入します。 『続柄』は、父・母や祖父・祖母、後見人など（保護者という。以下同じ。）となる方を記入してください。 『保育を必要とする理由』は、児童を保育できない理由が、下記表(1)～(7)に掲げる場合のいずれに該当するかを判断し、該当するすべての要件に☑をしてください。 なお、下記表(7)の場合（災害復旧や虐待・DVのおそれがある、親のいない家庭など）は、「その他」に☑をし、その内容を記入してください。								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保育の必要性の認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にある場合です。集団生活に慣れさせたい・下の子の育児に手がかかるためなどの理由では、保育の必要性は認められません。</td> </tr> <tr> <td>(1)就労（家庭外労働）：保護者が家庭の外で仕事をするため、申請児童の保育ができない場合（育児休業中であり、入所月中に復職する予定の方を含む） 就労（家庭内労働）：保護者が家庭の中で日常の家事以外の仕事をするため、申請児童の保育ができない場合</td> </tr> <tr> <td>(2)妊娠・出産：保護者が出産の前後のため、申請児童の保育ができない場合（産前産後の期間入所）</td> </tr> <tr> <td>(3)疾病・障害：保護者が病気、負傷、心身に障害があるので、申請児童の保育ができない場合</td> </tr> <tr> <td>(4)介護等：申請児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期療養が必要な病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、保護者が普段その親族の介護・看護にあたっているため、申請児童の保育ができない場合</td> </tr> <tr> <td>(5)就学：保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、申請児童の保育ができない場合</td> </tr> <tr> <td>(6)求職活動：保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、申請児童の保育ができない場合</td> </tr> <tr> <td>(7)その他：火災や風水害、地震などで家屋喪失や破損したため、復旧の間、児童の保育ができない場合（災害復旧）、虐待・DVのおそれがある場合（虐待・DV）等、子育て支援課へご相談ください。</td> </tr> </tbody> </table>	保育の必要性の認定基準	保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にある場合です。集団生活に慣れさせたい・下の子の育児に手がかかるためなどの理由では、保育の必要性は認められません。	(1)就労（家庭外労働）：保護者が家庭の外で仕事をするため、申請児童の保育ができない場合（育児休業中であり、入所月中に復職する予定の方を含む） 就労（家庭内労働）：保護者が家庭の中で日常の家事以外の仕事をするため、申請児童の保育ができない場合	(2)妊娠・出産：保護者が出産の前後のため、申請児童の保育ができない場合（産前産後の期間入所）	(3)疾病・障害：保護者が病気、負傷、心身に障害があるので、申請児童の保育ができない場合	(4)介護等：申請児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期療養が必要な病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、保護者が普段その親族の介護・看護にあたっているため、申請児童の保育ができない場合	(5)就学：保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、申請児童の保育ができない場合	(6)求職活動：保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、申請児童の保育ができない場合
保育の必要性の認定基準									
保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にある場合です。集団生活に慣れさせたい・下の子の育児に手がかかるためなどの理由では、保育の必要性は認められません。									
(1)就労（家庭外労働）：保護者が家庭の外で仕事をするため、申請児童の保育ができない場合（育児休業中であり、入所月中に復職する予定の方を含む） 就労（家庭内労働）：保護者が家庭の中で日常の家事以外の仕事をするため、申請児童の保育ができない場合									
(2)妊娠・出産：保護者が出産の前後のため、申請児童の保育ができない場合（産前産後の期間入所）									
(3)疾病・障害：保護者が病気、負傷、心身に障害があるので、申請児童の保育ができない場合									
(4)介護等：申請児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期療養が必要な病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、保護者が普段その親族の介護・看護にあたっているため、申請児童の保育ができない場合									
(5)就学：保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、申請児童の保育ができない場合									
(6)求職活動：保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、申請児童の保育ができない場合									
(7)その他：火災や風水害、地震などで家屋喪失や破損したため、復旧の間、児童の保育ができない場合（災害復旧）、虐待・DVのおそれがある場合（虐待・DV）等、子育て支援課へご相談ください。									
世帯の状況	『申請児童以外の世帯員』は、申請児童本人および祖父母を除き、申請児童の保護者やきょうだい等全員を記入してください。（欄が不足する場合、メモ用紙等に記入し添付してください。） 単身赴任等で別居している保護者については、『備考』の欄にその旨を記入してください。								
	『ひとり親世帯について』・『生活保護について』・『障害者手帳等について』は、利用者負担額等を算定する際に必要ですので、もれなく記入してください。 『障害者手帳等について』において該当する方がいる場合、障害者手帳等のコピーを併せて提出してください。								
	『母について』は、『利用の希望』において「保育所等を希望（2・3号）」に☑をした場合に記入します。出産予定日と入所希望月によっては、「保育を必要とする理由」が妊娠・出産の要件に変更となる場合もあります。								
祖父母の状況	『昨年1月1日現在の住所』とは、申請日時点の前年の1月1日現在の住所になります。 『本年1月1日現在の住所』とは、申請日時点と同年の1月1日現在の住所になります。 ⇒『税情報等の提供に当たっての署名欄』をご確認ください。								
	『氏名』『生年月日』『現在の状況』を、もれなく記入してください。 『現在の状況』については、申請児童と同居（世帯分離を問わず同一住所地に居住）の場合は、該当する状況に☑をしてください。別居の場合は、住所すべてを記入してください。 なお、離別・死別等の場合は☑をし、氏名などの記入は不要です。								

※裏面も必ずお読みください。

(裏面)

利用希望期間	入所希望月を記入してください。(登園の有無にかかわらず、入所日は毎月1日です。)
	入所終了月は、幼稚園等を希望の場合は「小学校就学前まで」、保育所等を希望の場合は「小学校就学前まで」または「保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間」のどちらかを記入してください。
利用希望時間・曜日	『利用の希望』において「保育所等を希望(2・3号)」に☑をした場合に記入します。
	申請時点でののおおよその希望で構いませんので、記入してください。
希望施設等	『希望施設(事業者)名』は、入所を希望する順に施設名を記入してください。 記入した施設のみが入所調整の対象となりますので、できる限り第3希望まで記入してください。
	『希望する理由』の欄は、その施設を希望する理由を簡潔に記入してください。 例) きょうだいを利用しているため、自宅や職場から距離が近いため、など。
保育必要量の希望	『利用の希望』において『保育所等を希望(2・3号)』に☑をした場合に記入します。
	『保育標準時間』『保育短時間』のいずれかが希望する認定区分に☑をしてください。 なお、両親のいずれかが「就労の要件であって、就労時間数が月120時間未満」または「求職活動の要件」に該当する場合、原則として「保育短時間認定」のみとなります。 ただし、「就労時間数が月120時間未満だが始業時間が早い・終業時間が遅い」等の就労にかかわる理由がある場合のみ、「保育標準時間認定」を受けることができます。 理由欄にその理由を記入してください。
きょうだいで2人以上同時に申込の場合	『利用の希望』において「保育所等を希望(2・3号)」に☑をした場合、および申請児童が2人以上いる場合に記入します。
	『同時期に同施設のみ希望』の場合、希望順位が下位の施設に内定することがあります。また、同じ施設に入所できない場合は全員保留となります。
	『同時期に入所できれば別施設でも可(同施設を優先)』の場合、別々の施設または希望順位が下位の施設に内定することがあります。また、同時期に入所できない場合は全員保留となります。
	『同時期に入所できれば別施設でも可(希望順位を優先)』の場合、希望順位を優先するため、別々の施設に内定することがあります。また、同時期に入所できない場合は全員保留となります。
	『いずれかの児童だけでも優先的に入所希望』の場合、保留となった児童の保育方法について☑をしてください。保留となった際の保育方法が決まっていない場合は、選択できません。なお、一部のお子さんについては内定、一部のお子さんについては保留、となることがあります。
	例) 兄と弟の2人を同時に申込…2人とも第1希望にA園、第2希望にB園で申込 →審査結果…兄はA園不可、B園可。弟はA園とB園どちらも可。 『同時期に同施設のみ希望』…兄弟ともにB園に内定 『同時期に入所できれば別施設でも可(同施設を優先)』…兄弟ともにB園に内定 『同時期に入所できれば別施設でも可(希望順位を優先)』…兄はB園、弟はA園に内定
添付書類	『利用の希望』において「保育所等を希望(2・3号)」に☑をした場合にのみ必要です。
	必要書類の詳細は、「保育施設利用のご案内」をご確認ください。
税情報等の提供に当たっての署名欄	記入内容を確認のうえ、署名してください。

【お問い合わせ先】

かすみがうら市 保健福祉部

子育て支援課 保育担当

TEL : 0299-59-2111 (内線 1172, 1174, 1189)

0299-56-2309 (直通ダイヤル)